

あらためて人権について考えてみる

わが国では、日本国憲法第十一條において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とされています。憲法が施行されたのは、一九四七（昭和二十二年）五月三日でした。このような、すべての国民を対象とした人権の尊重に関する条文は、日本の歴史上はじめてのこととされています。

さて、人類の歴史は、猿人から数えてもせいぜい数百万年、文明らしきものが芽生えたのは数万年前といわれています。その間ずっと「人権」という概念は存在せず、狩猟や採集中心の小さな集団による生活でした。やがて人類は生活圏を広げ、世界中に広がっていききました。農業がおり集団も大きくなり、やがて人々の間で格差が生まれたと

されています。さらに、文明が発達する過程において、人がもののように扱われ、握りの人が他を支配するという社会が、長きにわたって続きました。そして、王政や封建制度など、社会の形態が変化するにつれ、権利という考えが芽生え始めました。しかし、その権利は一部の人たちへ向けたものであり、あまねくすべての人に与えられたというわけではありませんでした。すべての人が生まれながらにして人権をもつという考えに至ったのは、人類史から見ればつい最近のことなのです。

さらに、日本国憲法第十四條において、すべての国民が法の下では平等であるという概念が定められたのは、戦後のことなのです。このように歴史的スパンで見れば、人類の人権確立に向けた歩みは、やっとなスタートしたばかりと云ってよいのではないのでしょうか。

「二十一世紀は人権の世紀である。」と言われていました。しかし、実際は、いろいろな人権問題が解決されないまま残っており、新たな課題も生じているのが現状です。しかし、そのことが解決すべき課題であると知っていること、それが人類の希望であり強みでもあると思います。人権が尊重される社会の実現に向けて、少しずつでも共に歩みを進めていこうではありませんか。それが、わたしたちに与えられた人権という権利と、対をなすわたしたちの義務ではないのでしょうか。



市人権推進課(教育庁舎1階)
 ☎ 32・2122
 FAX 33・3525
 Mail:jinkensuishin@city.komatsushima.jp
 komatsushima-tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (351) 松並敦子・選

三ヶ月の入院長く頑張った一氣に老け込み体力戻さな

櫛淵町 松下 玉枝

神無月息子が星になった月 庭に一本彼岸花咲く

横須町 福島 夢栄

第一声「太極拳は武術です」講師きりつと町の教室

横須町 山崎 泰子

台風に入れたり出したり菊の鉢やつと蕾も色づき始む

赤石町 田原トシ子

草を抜き肥をやりて話かけ癒され過ぎし花木も枯れたり

神田瀬町 大西カヲル

嫁にきて屋敷に植えたローバイは五本の内の二本が折れて

坂野町 橋本千代乃

柿の木の風もないのに散る落葉鈴生りの柿少し色づく

田浦町 太田カツミ

珍しい大かまきりの三角顔干した布団に我と睨めっこ

江田町 深田 伴子

老いるとは悲しきものぞ今聞きし友入院の病院名忘る

横須町 三宅 敏恵

手際よく若き車掌は切符を切るローカル線の駅と駅の間

立江町 湯浅かや子